

## 社会福祉法人平成福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平成福社会(以下「法人」という。)の役員及び、評議員の報酬及び、実費弁償費等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により日当及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費として計算された額を超える場合であっても計算された額とする。

### (理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長代理が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合であっても計算された額とする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合であっても計算された額とする。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、理事・監事及び評議員出張旅費支給規程により日当及び旅費を支給することができる。

### (改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成13年4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年8月17日から施行する。

この規程は、平成27年8月26日から施行する。

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

### 別表 1（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬(日当)等	10,000円	交通費
評議員会出席報酬(日当)等	10,000円	交通費
監事理事会出席報酬(日当)等	10,000円	交通費

### 別表 2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	
理事長業務報酬(4H程度)等	20,000円	交通費含む
理事及び評議員業務報酬(4H以内日当)等	10,000円	交通費
監事監査指導報酬(4H以内日当)等	10,000円	交通費
理事及び評議員業務報酬(4H以上8H未満日当)等	15,000円	交通費
監事監査指導報酬(4H以上8H未満日当)等	15,000円	交通費